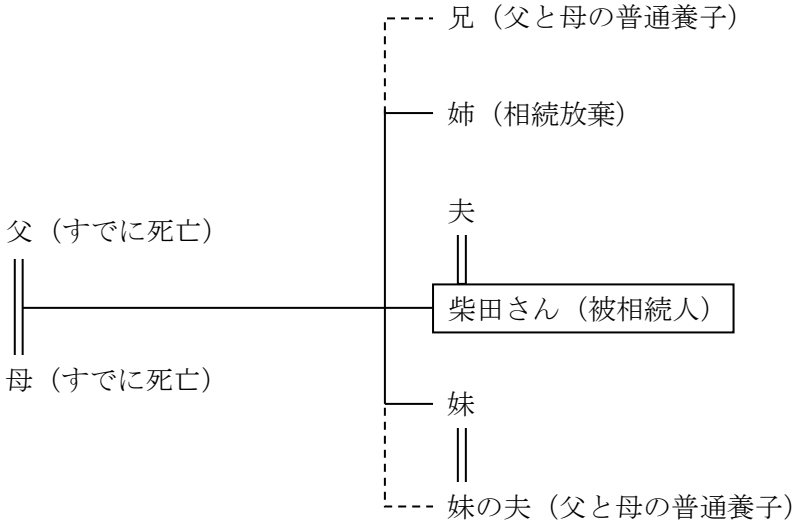
問１

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問Ａ～Ｆについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜設例＞

柴田和代さん（以下｢柴田さん｣という）は、２０２６年４月２０日に東京都内の病院で死亡した。柴田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、柴田さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、柴田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

［相続人等関係図］



・ 父および母は、１９７０年５月に兄を、１９９９年８月に妹の夫を普通養子としている。
・ 姉は、柴田さんの相続について相続の放棄をしている。

（問題１）

（設問Ａ）柴田さんの相続に係る妹の民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。

１．１／８
２．１／９
３．１／１２
４．１／１６

（問題２）

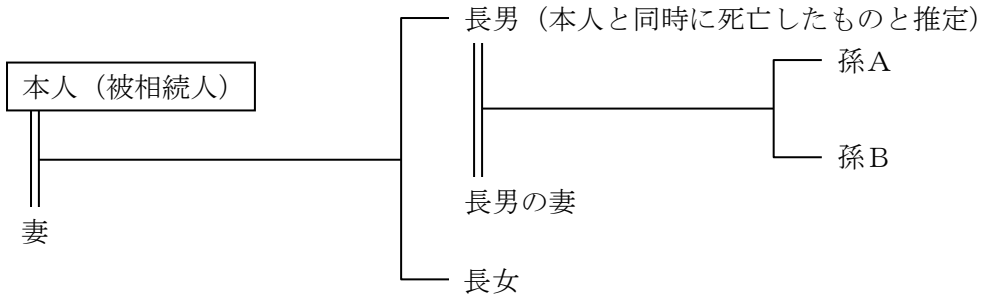
（設問Ｂ）柴田さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの妹の法定相続分として、正しいものはどれか。

１．１／８
２．１／９
３．１／１２
４．１／１６

（問題３）

（設問Ｃ）次の相続人等関係図において、本人および長男が同時に死亡したものと推定される場合、本人の相続に関する次の記述の空欄（ア）および（イ）にあてはまる民法上の法定相続分の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

［相続人等関係図］



本人の相続について、長女の民法上の法定相続分は（　ア　）であり、孫Ａの民法上の法定相続分は（　イ　）である。

１．（ア）１／２　（イ）０
２．（ア）１／４　（イ）１／８
３．（ア）１／４　（イ）１／１２
４．（ア）１／４　（イ）１／１６

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４）

（設問Ｄ）遺贈の承認および放棄に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．遺言者の死亡後、特定受遺者が遺贈の承認または放棄をしないで死亡した場合、原則として、遺贈の効力は生じない。
２．特定受遺者は、遺贈の承認または放棄をした後は、その撤回をすることができない。
３．特定受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも他の共同相続人に対してその遺贈の放棄をする旨の意思表示をすることにより、その遺贈の放棄をすることができる。
４．特定受遺者が遺贈の放棄をした場合、その効力は遺言者の死亡の時にさかのぼって生じる。

（問題５）

（設問Ｅ）養子に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．配偶者の未成年者である実子と普通養子縁組をする場合、家庭裁判所の許可を得る必要はない。
２．普通養子縁組の当事者の一方が死亡した場合、生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得る必要がある。
３．配偶者のある１８歳の成年者は、普通養子縁組により養親となることができない。
４．１５歳未満の普通養子と離縁をしようとする場合、原則として、家庭裁判所の許可を得る必要がある。

（問題６）

（設問Ｆ）相続登記等および「相続土地国庫帰属制度」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．相続人以外の者が遺贈により不動産の所有権を取得した場合、相続登記の申請をしなければならない。
２．相続人申告登記の申出は、相続人が複数いる場合、特定の相続人が単独ですることはできない。
３．相続により共有持分の全部を複数の相続人が取得した土地について、相続土地国庫帰属制度の承認申請をする場合、特定の相続人が単独ですることができる。
４．国庫帰属の承認を受けた者は、土地管理費相当額の負担金を国に納付しなければならない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

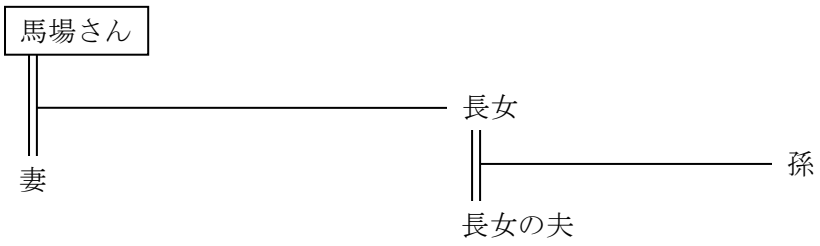
問２

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜設例＞

馬場啓之さん（以下「馬場さん」という）とその親族は、将来の相続対策について検討している。馬場さんの２０２６年１１月末現在の親族関係図は以下のとおりである。なお、馬場さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、馬場さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

［親族関係図］



（問題７）

（設問Ａ）馬場さんは賃貸マンションを所有し、不動産貸付業を行っている。馬場さんは、今後自身で不動産管理をすることが困難になることに備え、委託者兼受益者を馬場さん、受託者を長女の夫、信託財産を賃貸マンションとする信託法に規定する信託を検討している。信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．信託財産から生じた賃料など信託財産の管理・処分等により長女の夫が得た財産は、信託財産に属さない。

２．信託行為により、馬場さんから賃貸マンションの所有権の移転を受けた長女の夫は、その信託財産に属する財産と長女の夫の固有財産とを、分別管理しなければならない。

３．当初の受益者を馬場さん、馬場さんの死亡後の受益者を長女、長女の死亡後の受益者を孫とすることを、信託契約で定めておくことは可能である。

４．長女の夫が死亡等により受託者の任務を遂行できなくなった場合に、孫が受託者となることを、信託契約で定めておくことは可能である。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題８）

（設問Ｂ）（問題７）の信託における税務上の取扱いについて、最も不適切なものはどれか。

１．賃貸マンションの固定資産税の納税義務者は、長女の夫となる。
２．馬場さんに相続が開始し、信託契約により長女が受益権を取得した場合、当該受益権は相続税の課税対象とならない。
３．信託期間中に賃貸マンションから生じる収益については、原則として、馬場さんの所得税の課税対象となる。
４．信託契約時において、賃貸マンションの所有権移転に伴う譲渡益については、馬場さんの所得税の課税対象とならない。

（問題９）

（設問Ｃ）馬場さんは、自身に相続が開始した後も、妻が馬場さん所有の自宅（以下「自宅」という）に住み続けることができるよう、配偶者居住権を取得させたいと考えている。配偶者居住権に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、配偶者居住権の取得の要件を満たしているものとする。

１．馬場さんの相続開始時に自宅が長女の夫との共有である場合、妻は配偶者居住権を取得することはできない。
２．配偶者居住権を取得した後、妻に相続が開始した場合、自宅の所有権を有する者は、配偶者居住権の価額に相当する利益を、妻から相続または遺贈により取得したものとみなされる。
３．妻は、配偶者居住権を取得した自宅について、使用および収益に必要な修繕をすることができ、通常の必要費となる修繕費用を負担する。
４．馬場さんの相続開始時に、妻が自宅に居住していなかった場合、妻は自宅について配偶者居住権を取得することができない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問３

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題１０）

（設問Ａ）次の自筆証書遺言書について、下線を付した（ア）～（エ）の記載内容のうち、遺言の全部または一部の効力を生じさせない記載内容のみの組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、遺言書の全文は遺言者が自書したものであり、下線を付した（ア）～（エ）以外の記載内容等には問題がないものとする。

遺　言　書

私　杉山三郎は、次のとおり遺言します。

第１条　私は、次の財産を（ア）長男の妻の良子（平成９年４月１２日生）が懐胎している胎児に遺贈する。
預金　ＧＡ銀行●●支店の普通預金　口座番号：１２３４５６７

第２条　私は、次の財産を長男の大輔（平成４年９月５日生）に相続させる。
（１）　宅地　東京都●●区●町●丁目●番　　地積：２００平方メートル
（２）　株式会社ＧＢの株式　４００株
２　長男の大輔は、（イ）前項の相続の負担として、妻の幸恵（昭和３６年１０月２０日生）が生存する間、同人と同居し、身辺の世話をし、扶養しなければならない。

第３条　私は、（ウ）令和５年７月５日付で作成した公正証書遺言の第３条を撤回する。

令和８年２月（エ）吉日

東京都●●区●町●丁目●番●号

遺言者　　杉山三郎　　㊞

１．（ア）、（イ）
２．（イ）、（ウ）
３．（ウ）、（エ）
４．（エ）

（問題１１）
（設問Ｂ）遺言執行者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．遺言により遺言執行者として指定を受けた者が、相続人から、相当の期間を定めて就任を承諾するかどうかを回答するよう催告を受けた場合で、当該期間内に回答しないときは、就任を承諾しなかったものとみなされる。
２．遺言執行者がない場合、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、遺言執行者を選任することができる。
３．未成年者が遺言により遺言執行者として指定を受けた場合、遺言執行者となることはできない。
４．遺言執行者がある場合、相続人が遺言に反して相続財産を処分した行為は、原則として無効となる。

（問題１２）
（設問Ｃ）遺産分割協議に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．遺産分割協議の前に、共同相続人の１人または数人が遺産に属する有価証券を処分した場合、当該処分をした共同相続人以外の共同相続人全員の同意があれば、当該有価証券を遺産分割協議の対象とすることができる。
２．相続人のうちに行方不明者がいる場合、家庭裁判所が選任した不在者財産管理人は、家庭裁判所の権限外行為許可を得なければ、行方不明者に代わって遺産分割協議を成立させることはできない。
３．遺産分割協議の成立後、新たに遺産に属する財産が発見された場合、すでに成立した分も含めて遺産分割協議をやり直す必要はない。
４．相続税法上、相続財産とみなされる死亡保険金については、原則として遺産分割協議の対象となる。

（問題１３）
（設問Ｄ）任意後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．任意後見監督人は家庭裁判所によって選任されるが、任意後見受任者については、原則として、任意後見委任者本人が任意に選任することができる。
２．任意後見人は、原則として、本人が行った法律行為を取り消すことができない。
３．任意後見監督人は、任意後見人に不正な行為があるときなど一定の場合には、任意後見人を直接解任することができる。
４．任意後見人に対する報酬の金額は、任意後見契約において当事者間で決定することができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

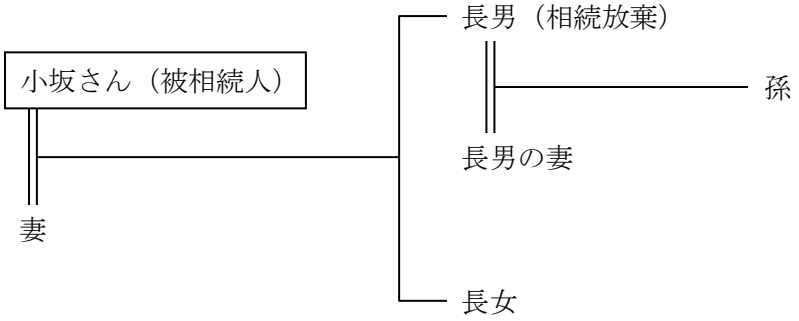
問４

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜設例＞

小坂純一さん（以下「小坂さん」という）は、２０２６年９月３日に東京都内の病院で死亡した。小坂さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、小坂さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、小坂さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

［相続人等関係図］



・ 長男は、小坂さんの相続について、相続の放棄をしている。
・ 妻、長男、長女および孫は、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

（問題１４）

（設問Ａ）小坂さんの死亡により、生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を一時金で受け取った。妻が受け取った死亡保険金のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

区分		保険契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	金額
ＹＡ保険	死亡保険金	小坂さん	小坂さん	妻	２４，０００千円
ＹＢ保険				長男	１０，０００千円
ＹＣ保険				長女	６，０００千円
ＹＤ保険				孫	２，０００千円

１．１２，０００千円
２．１２，７５０千円
３．１５，０００千円
４．１６，０００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１５）

（設問Ｂ）妻は、小坂さんの死亡により、小坂さんが死亡時に勤務していた会社から以下の退職手当金、弔慰金、給与を受け取った。また、小坂さんは、過去に勤務して中途退職した会社にて企業年金基金に加入しており確定給付企業年金として老齢給付金（年金）を受給していたが、その受給中に死亡したものであり、妻は、当該企業年金基金から以下の遺族一時金および未支給年金を受け取った。これらの金額のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額として、正しいものはどれか。なお、小坂さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額３４０千円、直近に支払われた賞与は６８０千円であり、小坂さんの死亡は業務上の死亡ではない。

［妻が受け取った退職手当金等の状況］

区分	金額	備考
退職手当金	１４,０００千円	退職給与規程に基づくものであり、２０２６年９月７日に支給額が確定し、２０２６年９月２５日に支払われた。
弔慰金	２,５００千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はなく、２０２６年９月２５日に支払われた。
給与	３４０千円	給与規程に基づく２０２６年９月の給与（支給期９月２５日）であり、２０２６年９月２５日に支払われた。
遺族一時金	２,５００千円	企業年金基金の規約により、小坂さんが老齢給付金（年金）を受給できる保証期間について、年金に代えて一時金として受け取ったものである。
未支給年金	４０千円	小坂さんが受け取ることができる死亡した月分の老齢給付金（年金）について、小坂さんがその支給を受けていなかったため、妻が請求し受け取ったものである。

１．　　０円
２．１,９６０千円
３．２,０００千円
４．２,８４０千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１６）

（設問Ｃ）小坂さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または特定遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。小坂さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
預り敷金	１，２００千円	妻	（注１）
前受家賃	２００千円		（注２）
固定資産税	６００千円		（注３）
準確定申告の所得税	８００千円		（注４）
葬式費用	２，８００千円	長男	（注５、注６）

（注１）貸主が小坂さんである賃貸アパートの賃借人から賃貸借契約に伴い預かった金銭であり、賃貸借契約上、この預り敷金は賃借人の退去時にその全額を無利息で返還するものとされている。なお、当該預り敷金が無利息で預託されていることにより、返還すべき時期までに賃貸人が享受する経済的利益（利息相当額）は考慮しないものとする。

（注２）相続開始時にすでに収受していた１０月分の家賃である。なお、賃貸借契約上、賃借人は毎月１５日までに翌月分の家賃を支払うこととされている。

（注３）賃貸アパートに係る２０２６年度分の固定資産税で、小坂さんの相続開始時における未納額である。

（注４）小坂さんに係る準確定申告の所得税額であり、２０２６年１１月中に期限内申告をしている。

（注５）小坂さんの通夜、告別式に要した費用および葬式に際し施与した金品で小坂さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額の合計額である。

（注６）長男は香典収入８００千円を取得し、その全額を葬式費用の支払いに充てている。なお、葬式費用には香典返戻費用（４００千円）が含まれている。

１．３，８００千円
２．５，０００千円
３．５，２００千円
４．５，６００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１７）

（設問D）２０３２年１０月に死亡した被相続人が、以下のとおり贈与をしていた場合、各相続人の相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。なお、長男および二男は被相続人からの贈与について相続時精算課税制度を選択しておらず、各相続人は、贈与時および相続開始時のいずれの時においても居住無制限納税義務者であり、被相続人から相続により財産を取得し、相続税の申告義務があるものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

贈与年月	贈与財産	受贈者	贈与時の 相続税評価額	備考
２０２５年　６月	現金	長男	５００千円	（注１）
２０２６年　８月	現金	長男	８００千円	
２０２６年　８月	現金	二男	８００千円	
２０２７年　３月	現金	二男	４００千円	
２０２７年　４月	有価証券	長女	３０,０００千円	（注２）
２０２９年１１月	現金	二男	３,０００千円	－
２０３０年　３月	現金	長男	５,０００千円	－

（注１）これら贈与について、贈与税の基礎控除額の範囲内であるため、贈与税の申告および納付はしていないものとする。

（注２）長女は、相続時精算課税制度の適用要件を満たしており、この贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択しているものとする。

１．３６,９００千円
２．３７,１００千円
３．３７,４００千円
４．３８,２００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

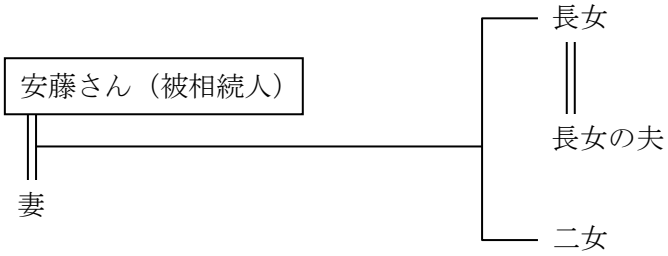
問５

次の設例に基づき、小規模宅地等の特例（以下「本特例」という）に関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜設例＞

安藤孝信さん（以下「安藤さん」という）は、２０２６年７月２日に東京都内の自宅で死亡した。安藤さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、安藤さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、安藤さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

［相続人等関係図］



・ 妻、長女および二女は、いずれも相続により財産を取得している。

［相続開始時における不動産の状況］

相続人が相続により取得した宅地等	相続開始直前の状況等
安藤さんの自宅の敷地	・ 安藤さんの自宅は、安藤さん夫婦および二女の居住の用に供されている。 ・ 二女は、安藤さんと生計を一にしている。
店舗Ａの敷地	・ 店舗Ａは、相続開始の１５年前から長女が事業主である小売業の用に供されている。 ・ 店舗Ａは、長女が安藤さんから使用貸借により借り受けている。 ・ 長女は、安藤さんと生計を一にしていない。
店舗Ｂの敷地	・ 店舗Ｂは、相続開始の４０年前から安藤さんが事業主である理容業（理容室）の用に供されている。
アパート甲の敷地	・ アパート甲（全３室）は、完成時から第三者へ適正賃料で賃貸されている。 ・ 安藤さんは、相続開始の１０年前にアパート甲を建設し新たに不動産の貸付事業を開始しており、この建設前に不動産の貸付事業を行ったことはない。
アパート乙の敷地	・ アパート乙（全１６室）は、相続開始の２年前の完成時から第三者へ適正賃料で賃貸されている。 ・ アパート乙の建設前までは更地であり、この建設前に不動産の貸付事業の用に供されたことはない。

・ 建物の所有者はいずれも安藤さんである。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１８）

（設問Ａ）妻が安藤さんから相続により以下の宅地等を取得した場合、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額として、正しいものはどれか。なお、本特例については、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額が最も少なくなるように選択して適用を受けるものとする。また、建物を取得する者は妻であり、他の相続人の本特例の選択は考慮しないものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

妻が相続により取得した宅地等	地積	相続開始時の相続税評価額	相続開始直前の状況等
安藤さんの自宅の敷地	４００m^2	２００,０００千円	設例のとおり。
店舗Ｂの敷地	２４０m^2	１４４,０００千円	
アパート甲の敷地	１８０m^2	７２,０００千円	

（注）貸付事業用宅地等がある場合の本特例に係る限度面積の算式

$$Ⅰ\times\frac{２００}{４００}+Ⅱ\times\frac{２００}{３３０}+Ⅲ\leqq２００m^2$$

Ⅰ：特定事業用宅地等の面積

Ⅱ：特定居住用宅地等の面積

Ⅲ：貸付事業用宅地等の面積

１．１０４,８００千円

２．１６８,８００千円

３．２４８,０００千円

４．２８４,０００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１９）

（設問Ｂ）相続人が安藤さんから相続により宅地等を取得し、当該宅地等について本特例を選択する場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、建物を取得する者はその敷地を取得する者と同一であるものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

１．長女が店舗Ａの敷地を取得し、相続税の申告期限までこの宅地上で引き続き小売業を営み、相続税の申告期限まで有していた場合、長女は本特例の適用を受けることができる。
２．妻が安藤さんの自宅の敷地を取得した場合、相続税の申告期限前に当該自宅の敷地を売却したとしても、妻は本特例の適用を受けることができる。
３．妻が店舗Ｂの敷地を取得したが、相続税の申告期限前に安藤さんが当該宅地上で営んでいた理容業を引き継がずに廃業した場合、妻は本特例の適用を受けることができない。
４．二女がアパート乙の敷地を取得し、相続税の申告期限までに不動産の貸付事業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで当該貸付事業を行っている場合、二女は本特例の適用を受けることができない。

（問題２０）

（設問Ｃ）本特例の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．被相続人から贈与により取得した宅地等について相続時精算課税制度を選択している場合、当該宅地等について本特例の適用を受けることができる。
２．被相続人と別居していた配偶者が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等を相続により取得した場合、当該宅地等を相続税の申告期限までに自らの居住の用に供したときに限り、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができる。
３．相続を放棄した子が被相続人から遺贈により宅地等を取得した場合、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができる。
４．被相続人の居住の用に供されていた宅地等を被相続人と同居していた子が相続により取得した後、当該宅地等を相続税の申告期限までに貸家の敷地の用に転用した場合であっても、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

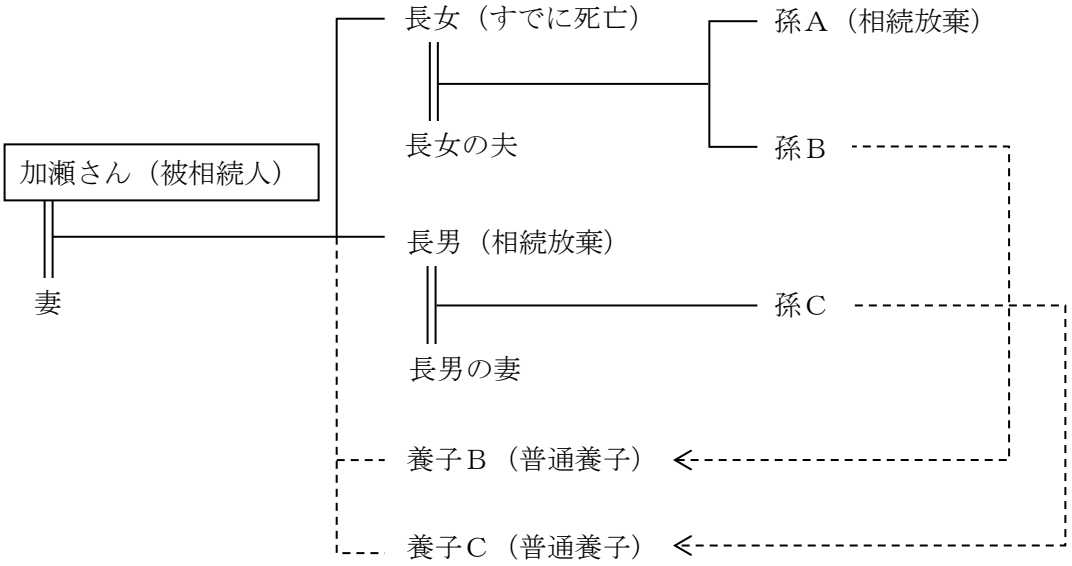
問６

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜設例＞

加瀬浩司さん（以下「加瀬さん」という）は、２０２６年１０月２１日に東京都内の病院で死亡した。加瀬さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、加瀬さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、加瀬さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

［相続人等関係図］



・ 加瀬さん夫婦は、２０１２年１０月に孫Ｂ、２０１８年２月に孫Ｃを普通養子としている。
・ 孫Ａおよび長男は、加瀬さんの相続について、相続の放棄をしている。
・ 妻、長男、孫Ａ、養子Ｂ（孫Ｂ）および養子Ｃ（孫Ｃ）は、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

＜相続税の速算表＞

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
	１０，０００千円 以下	１０％	－
１０，０００千円 超	３０，０００千円 以下	１５％	５００千円
３０，０００千円 超	５０，０００千円 以下	２０％	２，０００千円
５０，０００千円 超	１００，０００千円 以下	３０％	７，０００千円
１００，０００千円 超	２００，０００千円 以下	４０％	１７，０００千円
２００，０００千円 超	３００，０００千円 以下	４５％	２７，０００千円
３００，０００千円 超	６００，０００千円 以下	５０％	４２，０００千円
６００，０００千円 超		５５％	７２，０００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２１）

（設問Ａ）加瀬さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

１．４８,０００千円
２．５４,０００千円
３．６０,０００千円
４．６６,０００千円

（問題２２）

（設問Ｂ）加瀬さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が８４０,０００千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

１．２６８,０００千円
２．２７２,７５０千円
３．２８５,０００千円
４．３０３,０００千円

（問題２３）

（設問Ｃ）加瀬さんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が３００,０００千円であり、妻の相続税の課税価格が２００,０００千円である場合、妻が適用を受けることができる配偶者に対する相続税額の軽減額の限度額の算式は以下のとおりである。算式中の空欄（ア）にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

＜算式＞

$$\text{配偶者に対する相続税額の軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{(\ \text{ア}\ )}{300{,}000\text{千円}}$$

１．１００,０００千円
２．１５０,０００千円
３．１６０,０００千円
４．２００,０００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２４）

（設問Ｄ）相次相続控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、被相続人の相続開始前１０年以内に開始した相続を「１次相続」、被相続人に係る相続を「２次相続」という。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．相次相続控除額の計算上、２次相続に係る被相続人が１次相続の際に課せられた相続税額には、当該被相続人が１次相続の相続税額について納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額は含まれない。

２．相次相続控除の適用を受けることにより、納付すべき相続税額がゼロとなる場合であっても、相次相続控除の適用を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要となる。

３．相次相続控除の適用を受けることができるのは、被相続人から相続または遺贈により財産を取得した相続人に限られる。

４．相次相続控除額の計算の基礎となる２次相続に係る被相続人が１次相続により取得した財産には、１次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で、相続時精算課税制度の適用を受けたものが含まれる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問７

相続税の申告および納付等に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題２５）

（設問Ａ）相続税の延納および物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．延納により金銭で納付することを困難とする事由がないことを理由として物納申請が却下された場合、その物納申請者は、物納申請が却下された相続税額について、金銭で一時に納付することを困難とする金額を限度として延納の申請をすることができる。
２．延納申請期限までに担保提供関係書類を提出することができない場合、延納申請は却下され、担保提供関係書類の提出期限が延長されることはない。
３．相続時精算課税制度の適用を受けた生前贈与財産は、物納に充てることはできない。
４．物納に充てることができる財産のうち、不動産は第１順位とされている。

（問題２６）

（設問Ｂ）相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．相続税の申告書には、被相続人の個人番号（マイナンバー）を記載しない。
２．同一の被相続人から相続または遺贈により財産を取得した者が複数いる場合、相続税の申告書の提出期限は、当該財産を取得した者ごとに判定する。
３．被相続人甲についての相続税の申告書を提出すべき乙が、その申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合、乙の相続人は、被相続人乙に相続の開始があったことを知った日の翌日から１０ヵ月以内に、乙が提出すべきであった甲についての相続税の申告書を提出しなければならない。
４．相続税の申告書を提出した日よりも後に相続税の納付をした場合、その納付をした日が相続税の申告書の提出期限内であっても、延滞税を納付しなければならない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２７）

（設問Ｃ）相続税の連帯納付義務に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．相続税の延納の許可を受けた納税義務者が分納税額を滞納した場合、他の共同相続人は、その滞納に係る分納税額について連帯納付の義務を負う。
２．相続人以外の者が遺贈により財産を取得した場合、その者は、同一の被相続人から財産を取得した相続人が納付すべき相続税について連帯納付の義務を負わない。
３．相続により財産を取得した者が資力を喪失して相続税を納付することが困難となったことにより、連帯納付義務者が連帯納付義務に基づいて納付した場合、連帯納付義務者が求償権を放棄したときは、その財産を取得した者へ贈与があったものとみなされる。
４．相続税の申告期限から５年以内に、税務署長等が連帯納付義務者に対して納付すべき金額等を記載した納付通知書を送付していない場合、その者は納付すべき相続税額について連帯納付の義務を負わない。

（問題２８）

（設問Ｄ）相続または遺贈により取得した財産の全部または一部が相続税の申告期限までに共同相続人または包括受遺者間で未分割である場合の相続税等の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については、記載のない要件は満たしているものとする。

１．共同相続人間で未分割である財産について法定相続分により取得したものとして相続税の申告をした相続人は、その後の遺産分割により、申告した相続税額が過大となった場合、更正の請求をしなければならない。
２．相続税の申告期限までに未分割である相続財産については、各共同相続人が民法の規定に従った相続分（寄与分を除く）の割合により、その財産を取得したものとして相続税の課税価格を計算する。
３．未分割である賃貸不動産から生ずる不動産所得は、各共同相続人に民法に規定する相続分に応じて帰属するため、所得税の計算上、その後分割が確定した場合であっても、未分割であった期間中の不動産所得の帰属には影響を与えない。
４．相続により取得した財産の一部が未分割であっても、相続税の申告期限までに共同相続人間で分割がされた宅地等については小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

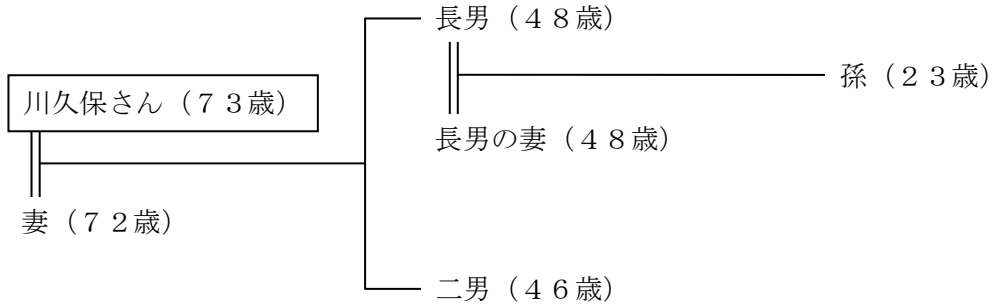
問８

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

＜設例＞

川久保敏久さん（以下「川久保さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。川久保さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、川久保さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、川久保さんおよびその親族の所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

［親族関係図］



・ 年齢は２０２６年１月１日現在のものである。

＜贈与税の速算表＞

（イ）１８歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
	２,０００千円 以下	１０％	－
２,０００千円 超	４,０００千円 以下	１５％	１００千円
４,０００千円 超	６,０００千円 以下	２０％	３００千円
６,０００千円 超	１０,０００千円 以下	３０％	９００千円
１０,０００千円 超	１５,０００千円 以下	４０％	１,９００千円
１５,０００千円 超	３０,０００千円 以下	４５％	２,６５０千円
３０,０００千円 超	４５,０００千円 以下	５０％	４,１５０千円
４５,０００千円 超		５５％	６,４００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（ロ）上記（イ）以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
	２，０００千円 以下	１０％	－
２，０００千円 超	３，０００千円 以下	１５％	１００千円
３，０００千円 超	４，０００千円 以下	２０％	２５０千円
４，０００千円 超	６，０００千円 以下	３０％	６５０千円
６，０００千円 超	１０，０００千円 以下	４０％	１，２５０千円
１０，０００千円 超	１５，０００千円 以下	４５％	１，７５０千円
１５，０００千円 超	３０，０００千円 以下	５０％	２，５００千円
３０，０００千円 超		５５％	４，０００千円

（問題２９）

（設問Ａ）妻が２０２６年中に川久保さんから以下の財産の贈与を受けた場合、妻が納付すべき２０２６年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、建物および宅地について、川久保さんが単独で所有していたものとする。また、妻は贈与税の配偶者控除の適用を受けることとし、その適用要件はすべて満たしているものとする。

贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
建物の持分３０％	４，５００千円	・ 贈与時の相続税評価額は、建物および宅地のそれぞれの贈与を受けた持分に対する価額である。 ・ 建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には川久保さん夫婦が居住している。 ・ 建物および宅地ともに居住用部分の割合は５０％であり、宅地は上記建物の敷地である。
宅地の持分７０％	２１，０００千円	

１．　６７０千円
２．　６８０千円
３．　８２０千円
４．１，１５０千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３０）

（設問Ｂ）二男が以下の財産の贈与を受けた場合、二男が納付すべき２０２６年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、二男はいずれの贈与についても相続時精算課税制度を選択するものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
２０２６年３月	川久保さん	現金	２０，０００千円	（注１）
２０２６年５月	妻	上場株式	３０，０００千円	（注２）

（注１）二男は、川久保さんからの贈与について２０２４年に初めて相続時精算課税制度を選択し、２０２４年分の贈与税の申告において、特別控除額１０，０００千円を控除している。

（注２）二男は、妻からの贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択している。

１．１，５６０千円
２．１，７８０千円
３．２，０００千円
４．６，７８０千円

（問題３１）

（設問Ｃ）孫が２０２６年中に以下の財産の贈与を受けた場合、孫が納付すべき２０２６年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、孫は、相続時精算課税制度を選択せず、直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
２０２６年５月	川久保さん	現金	７，０００千円
２０２６年５月	妻	現金	４，２００千円
２０２６年６月	二男	現金	２，８００千円

１．１，９７０千円
２．２，３１０千円
３．３，４１９千円
４．３，８９６千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３２）

（設問Ｄ）相続税法上、財産の贈与があったものとみなされる場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．子が、父の所有する土地を使用貸借により借り受け、その土地上に家屋を建築した場合、借地権相当額について、父から子へ贈与があったものとみなされる。

２．子が父から、時価５０，０００千円の土地を１０，０００千円で購入した場合、原則として、その差額について、父から子へ贈与があったものとみなされる。

３．同族会社に対し株主である父から無償で財産の提供があり、当該同族会社の株式の価額が増加し株主である子が利益を受けた場合、その増加した金額について、父から子へ贈与があったものとみなされる。

４．生命保険契約において、契約者および保険料負担者が母、被保険者が父、保険金の受取人が子である場合、父の死亡により子が受け取る保険金について、母から子へ贈与があったものとみなされる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

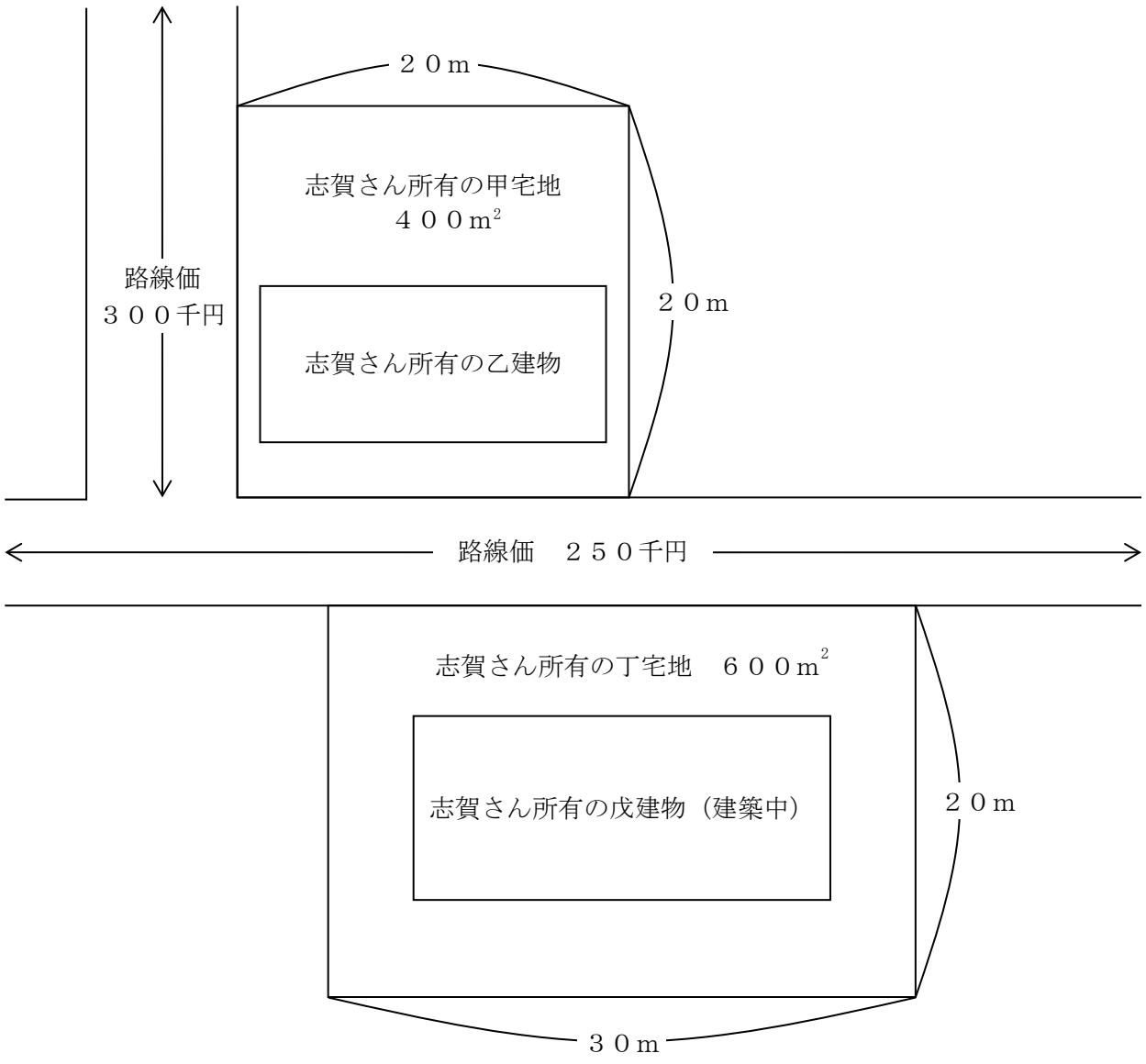
問９

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜設例＞

志賀勝弘さん（以下「志賀さん」という）は、所有している不動産の有効利用について検討している。なお、不動産の状況等は以下のとおりであり、志賀さんの相続に係る相続人は妻のみであるものとする。また、各設問間に関連はないものとする。

［不動産の状況］



・ 地区区分　普通商業・併用住宅地区

・ 奥行価格補正率（奥行１２ｍ以上３２ｍ未満）　１．００

・ 側方路線影響加算率

角地	０．０８
準角地	０．０４

・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
・ 借地権割合　６０％
・ 借家権割合　３０％
・ 甲宅地および丁宅地は、借地権の設定の対価として権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
・ 甲宅地および丁宅地は、地積規模の大きな宅地には該当しない。
・ 甲宅地は、乙建物の敷地であり、乙建物は、志賀さん夫婦の居住の用に供されている。
・ 志賀さんは、丁宅地を敷地として、戊建物を建築中である。

（問題３３）

（設問Ａ）現時点で志賀さんに相続が開始し、妻が甲宅地を現況のまま相続により取得した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

１．１０４,８００千円
２．１０９,６００千円
３．１２４,０００千円
４．１２８,０００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３４）

（設問Ｂ）志賀さんは、乙建物を取り壊して、甲宅地に自宅兼賃貸用アパート（以下「丙建物」という）を建築し、自宅部分に妻とともに居住することを検討している。この丙建物が完成して賃貸用アパート部分の賃貸を開始した後に、志賀さんに相続が開始し、妻が甲宅地および丙建物を相続により取得した場合の甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、志賀さんの相続開始時の丙建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。また、甲宅地の賃貸用アパート部分と自宅部分の割合は、丙建物における割合と同一であるものとする。

［丙建物の床面積等の状況］

総床面積：８００m^2

各独立部分の床面積の合計：６４０m^2

- 賃貸用アパート部分における賃貸されている独立部分の床面積の合計：３００m^2
- 賃貸用アパート部分における賃貸されていない独立部分（空室※）の床面積の合計：１００m^2
  ※相続開始前から空室となっており、賃借人の募集もしておらず一時的な空室とは認められない。
- 自宅部分における独立部分の床面積の合計：２４０m^2

１．　９２,０００千円
２．　９３,７６０千円
３．１１３,６００千円
４．１１７,２００千円

（問題３５）

（設問Ｃ）志賀さんは、丁宅地を敷地として、賃貸用アパートを建築する目的で建築会社と建築工事請負契約を締結し、戊建物の建築工事が行われている。この戊建物が完成する前に、志賀さんに相続が開始し、妻が建築中の戊建物を相続により取得した場合、建築中の戊建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、志賀さんの相続開始時の戊建物の状況等は以下のとおりとする。

［戊建物の状況等］

戊建物の建築工事費用の見積額（建築工事請負契約額）：４２,０００千円

戊建物の費用現価（※）：２５,２００千円

※課税時期までに投下された建築費用の額を、課税時期の価額に引き直した額の合計額をいう。

相続開始時における建築工事の進捗率：５０％

１．１２,６００千円
２．１７,６４０千円
３．２１,０００千円
４．２５,２００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３６）

（設問Ｄ）私道の相続税評価に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

・ 私道の用に供されている宅地の価額は、その宅地が私道でないものとして路線価方式または倍率方式によって評価した価額の（　ア　）に相当する価額によって評価する。
・ 私道のうち、もっぱら（　イ　）の通行の用に供されているものは、私道の用に供されている宅地として評価する。
・ 私道のうち、通り抜けができるものは、（　ウ　）。

１．（ア）３０％
　　（イ）特定の者
　　（ウ）評価しない
２．（ア）３０％
　　（イ）特定の者
　　（ウ）私道の用に供されている宅地として評価する
３．（ア）８０％
　　（イ）その所有者
　　（ウ）評価しない
４．（ア）８０％
　　（イ）その所有者
　　（ウ）私道の用に供されている宅地として評価する

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１０

相続等により取得した財産の相続税評価額に関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題３７）

（設問Ａ）２０２６年１０月２４日に死亡した目黒さんが保有していたＫＡ株式会社（以下「ＫＡ社」という）の株式（上場株式）３，０００株を相続人等が取得した場合、その株式の相続税評価額として、正しいものはどれか。

［ＫＡ社の株価の状況］

区分	株価
２０２６年　７月の毎日の最終価格の月平均額	５８９円
２０２６年　８月の毎日の最終価格の月平均額	５９５円
２０２６年　９月の毎日の最終価格の月平均額	５９８円
２０２６年１０月の毎日の最終価格の月平均額	５９０円
２０２６年１０月２３日（金）の最終価格	５７８円
２０２６年１０月２６日（月）の最終価格	５７６円

１．１，７２８，０００円
２．１，７３１，０００円
３．１，７３４，０００円
４．１，７６７，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３８）

（設問Ｂ）２０２６年１０月４日に死亡した浜松さんが保有していた証券投資信託ＫＣオープンの状況は以下のとおりである。この証券投資信託ＫＣオープンの受益証券を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、証券投資信託ＫＣオープンの受益証券は金融商品取引所に上場されておらず、日々決算型の証券投資信託の受益証券ではないものとする。

［証券投資信託ＫＣオープンの状況］

課税時期現在の保有口数	３，０００万口
購入時の基準価額（１万口当たり）	１，７００円
２０２６年１０月２日（金）の基準価額（１万口当たり）	１，６００円
２０２６年１０月３日（土）の基準価額（１万口当たり）	取引なし
２０２６年１０月４日（日）の基準価額（１万口当たり）	取引なし
２０２６年１０月５日（月）の基準価額（１万口当たり）	１，６１０円
２０２６年１０月４日に解約した場合に源泉徴収される所得税の額に相当する金額（１万口当たり）	０円
信託財産留保額	解約時の基準価額に対して０．８％
解約手数料	なし

１．４，７６１，６００円
２．４，７９１，３６０円
３．４，８００，０００円
４．４，８３０，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３９）

（設問Ｃ）２０２６年１１月２日に死亡した広尾さんは、ＫＢ生命保険会社と以下の生命保険契約を締結していた。この生命保険契約に関する権利を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、解約返戻金について、源泉徴収されるべき所得税等はないものとする。

［ＫＢ生命保険会社との生命保険契約の状況］

保険契約者（保険料負担者）	広尾さん
被保険者	広尾さんの長男
相続開始時の解約返戻金額	８，０００千円
相続開始時の契約者貸付金額	５００千円
相続開始時の契約者貸付金額に対する利息	１０千円
相続開始時の剰余金の分配額	５０千円
相続開始時の前納保険料の金額	８００千円

１．７，５４０千円
２．８，０５０千円
３．８，３４０千円
４．８，８５０千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１１

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜設例＞

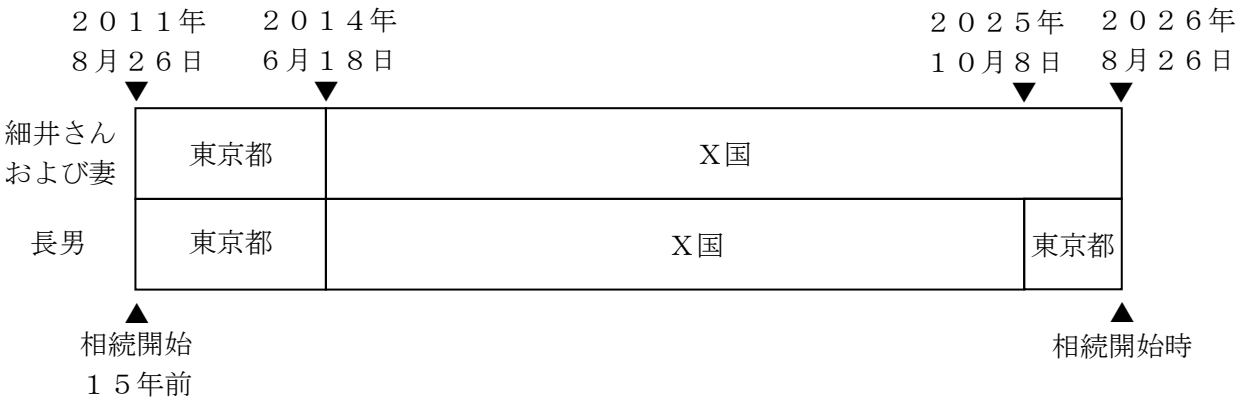
細井裕二さん（以下「細井さん」という）は、２０２６年8月２６日にX国（日本ではない外国）の病院で死亡した。細井さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。また、国外転出時課税制度については考慮しないものとする。

［相続人等関係図および国籍に関する事項］



※細井さん、妻および長男は日本国籍を有しており、日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

［住所地等に関する事項］



※一時居住者に該当する期間はないものとする。

［各相続人が相続により取得した財産等］

相続人	相続財産等	財産の価額	備考
妻	ＳＡ生命保険（本店Ｘ国）からの死亡保険金（東京支店で契約したもの）	３０，０００千円	（注１）
	Ｘ国所在の自宅マンション	２５，０００千円	（注２）
	日本の証券会社で購入したＳＢ社（本社Ｘ国）が発行する株式	１０，０００千円	
長男	ＳＣ銀行（本店Ｘ国）本店の普通預金	８，０００千円	
	東京都所在の賃貸不動産	３０，０００千円	
	Ｘ国の証券会社で購入した日本国債	１０，０００千円	

（注１）財産の価額は生命保険金等の非課税金額控除前の受取金額である。また、死亡保険金に係るＳＡ生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも細井さんである。

（注２）財産の価額は相続開始時の相続税評価額である。

［債務および葬式費用等］

・ 細井さんの葬式費用（通常の費用）２，０００千円は、妻および長男が１，０００千円ずつ負担した。

［細井さんから各相続人への生前贈与財産］

受贈者	贈与年月	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続開始時の相続税評価額
妻	２０２４年１月	Ｘ国国債	１２，０００千円	１３，０００千円
長男	２０２４年２月	ＳＤ社（本社Ｘ国）が発行する株式	１１，０００千円	１２，０００千円
	２０２４年９月	ＳＥ銀行（本店Ｘ国）本店の普通預金	１５，０００千円	１５，０００千円

（問題４０）

（設問Ａ）細井さんの相続に係る妻の相続税の課税価格（生命保険金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

１．２０，０００千円
２．３１，０００千円
３．３２，０００千円
４．３３，０００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４１）

（設問Ｂ）細井さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

１．４７,０００千円
２．５８,０００千円
３．５９,０００千円
４．６２,０００千円

（問題４２）

（設問Ｃ）非居住無制限納税義務者および制限納税義務者に対する相続税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、日米相続税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．非居住無制限納税義務者は、未成年者控除の適用を受けることができない。
２．非居住無制限納税義務者は、相次相続控除の適用を受けることができる。
３．制限納税義務者が相続により取得した日本国内の不動産に係る固定資産税のうち、相続開始時において未納となっているものは、債務控除の対象となる。
４．制限納税義務者は、配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けることができる。

（問題４３）

（設問Ｄ）相続があった場合における国外転出時課税制度（以下「本制度」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本制度の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．本制度の対象となる資産（以下「対象資産」という）は、有価証券、匿名組合契約の出資持分および不動産である。
２．本制度は、居住者である被相続人が、取得価額の合計額が１億円以上の対象資産を所有等している場合に適用される。
３．本制度が適用された場合、相続開始時における価額により対象資産の全部または一部の譲渡等があったものとみなして、その含み益に対して被相続人に所得税が課税される。
４．対象資産を取得した非居住者である相続人が、相続開始の日から５年以内に帰国した場合、帰国前にその対象資産を売却していたとしても、本制度の適用がなかったものとして課税の取消しをすることができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１２

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問Ａ～Ｇについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜設例＞

ＲＡ株式会社（以下「ＲＡ社」という）およびＲＢ株式会社（以下「ＲＢ社」という）の代表取締役社長である神野真一さん（以下「神野さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。ＲＡ社およびＲＢ社に関する状況等は以下のとおりである。なお、神野さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、神野さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

［ＲＡ社およびＲＢ社の状況］

●株主構成

株主	両社役職	ＲＡ社		ＲＢ社	
		保有株数	議決権割合	保有株数	議決権割合
神野さん	代表取締役	７，０００株	８７．５％	１，０００株	１００％
神野さんの長男	取締役	４００株	５．０％	０株	０％
神野さんの妻	－	６００株	７．５％	０株	０％
ＲＡ社	－	２，０００株	－	０株	０％
合計		１０，０００株	１００．０％	１，０００株	１００％

（注）ＲＡ社、ＲＢ社ともに直前々期より前から株主構成に変動はない。

●資本金等の状況

会社名		ＲＡ社		ＲＢ社	
資本金等の額		50,000千円		10,000千円	
１株当たりの類似業種比準価額		30,000円		30,000円	
総資産および負債（課税時期現在）		総資産	負債	総資産	負債
	帳簿価額	350,000千円	150,000千円	100,000千円	70,000千円
	相続税評価額	450,000千円	150,000千円	120,000千円	70,000千円
１株当たりの配当金額		直前期　年300円（普通配当） 年200円（記念配当）		直前期　年0円	
		直前々期　年250円（普通配当）		直前々期　年0円	

●会社区分等

- ＲＡ社およびＲＢ社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式である。
- ＲＡ社の株式評価上の会社規模は中会社（Ｌの割合０．９０）に該当する。
- ＲＢ社の株式評価上の会社規模は小会社（Ｌの割合０．５０）に該当する。
- ＲＡ社は特定の評価会社に該当しないが、ＲＢ社は土地保有特定会社に該当する。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

［その他］

・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。

・ １株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

＜純資産価額の算式＞

$$純資産価額＝\frac{（A－B）－｛(A－B）－（C－D)｝×３８％}{E}$$

Ａ：課税時期現在の相続税評価額による総資産額

Ｂ：課税時期現在の相続税評価額による負債額

Ｃ：課税時期現在の帳簿価額による総資産額

Ｄ：課税時期現在の帳簿価額による負債額

Ｅ：課税時期現在における発行済株式数（自己株式の数を控除した株式数）

※「(Ａ－Ｂ）－（Ｃ－Ｄ)」がマイナスの場合は０とする。

＜配当還元価額の算式＞

$$配当還元価額＝\frac{その株式に係る年配当金額}{１０％}×\frac{その株式の１株当たりの資本金等の額}{５０円}$$

（注）その株式に係る年配当金額は、１株当たりの資本金等の額を５０円とした場合の金額とする。また、その株式に係る年配当金額が２円５０銭未満および無配のものにあっては、２円５０銭とする。

［株主の区分に応じた評価方式］

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="4">株主の態様</th><th>評価方式</th></tr>
<tr><td rowspan="5">同族株主のいる会社</td><td rowspan="4">同族株主</td><td colspan="3">議決権割合が５％以上の株主</td><td rowspan="4">原則的評価方式</td></tr>
<tr><td rowspan="3">議決権割合が５％未満の株主</td><td colspan="2">中心的な同族株主がいない場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中心的な同族株主がいる場合</td><td>中心的な同族株主</td></tr>
<tr><td>役員である株主または役員となる株主</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の株主</td><td>配当還元方式</td></tr>
<tr><td colspan="4">同族株主以外の株主</td><td>配当還元方式</td></tr>
<tr><td rowspan="5">同族株主のいない会社</td><td rowspan="4">議決権割合の合計が１５％以上の株主グループに属する株主</td><td colspan="3">議決権割合が５％以上の株主</td><td rowspan="4">原則的評価方式</td></tr>
<tr><td rowspan="3">議決権割合が５％未満の株主</td><td colspan="2">中心的な株主がいない場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中心的な株主がいる場合</td><td>役員である株主または役員となる株主</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の株主</td><td>配当還元方式</td></tr>
<tr><td colspan="4">議決権割合の合計が１５％未満の株主グループに属する株主</td><td>配当還元方式</td></tr>
</table>

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４４）

（設問Ａ）現時点で神野さんに相続が開始し、神野さんの保有するＲＡ社の株式のすべてを神野さんの長男が相続により取得した場合、神野さんの長男の相続税の課税価格の計算上、ＲＡ社の１株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

１．２６,２００円
２．２９,６２０円
３．３０,２７５円
４．３２,７５０円

（問題４５）

（設問Ｂ）現時点で、神野さんが保有するＲＡ社の株式５００株をＲＡ社の役員（神野さんの親族ではない）に贈与した場合、贈与を受けたＲＡ社の役員の贈与税の課税価格の計算上、ＲＡ社の１株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

１．２,２００円
２．２,５００円
３．２,７５０円
４．３,１２５円

（問題４６）

（設問Ｃ）現時点で、神野さんが保有するＲＢ社の株式５００株を神野さんの長男に贈与した場合、贈与を受けた神野さんの長男の贈与税の課税価格の計算上、ＲＢ社の１株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

１．３６,２００円
２．４０,０００円
３．４２,４００円
４．５０,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４７）

（設問Ｄ）譲渡制限株式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．譲渡制限株式の発行会社が、譲渡制限株式の譲渡承認の請求を受けた場合、その承認をするか否かの決定内容について、請求の日から２週間以内に請求者に対して通知しなかった場合、原則として、承認の決定をしたものとみなされる。
２．相続により譲渡制限株式を取得した者に対し、当該株式の発行会社が当該株式の売渡しの請求をした場合の売買価格は、原則として、当事者間で協議により決定するが、当事者は、その請求があった日から２０日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることもできる。
３．相続により譲渡制限株式を取得した相続人に対し、当該株式の発行会社が定款の定めに基づき当該株式の売渡しの請求をすることができるのは、相続の開始があったことを知った日から３ヵ月以内である。
４．相続により取得した譲渡制限株式について、相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後３年を経過する日までの間に当該株式の発行会社に譲渡した場合、一定の手続きの下、譲渡対価の全額が譲渡所得の収入金額となる。

（問題４８）

（設問Ｅ）会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．株式会社が事業の全部または重要な一部を譲渡する場合は、当該譲渡について、原則として、その譲渡後の最初の株主総会において、特別決議による承認を受けなければならない。
２．株式会社が事業の全部または重要な一部を譲渡する場合において、その事業譲渡契約の相手方企業が、当該事業譲渡をする株式会社の総株主の議決権の過半数を有するときは、原則として、当該株式会社の株主総会の特別決議による承認は不要である。
３．株主総会の特別決議とは、原則として、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の４分の３以上の賛成が必要な決議をいう。
４．事業譲渡の契約上、事業を譲渡した株式会社が、同一市区町村およびその隣接市区町村内において、譲渡後３０年間は同一の事業を行わない旨の特約をした場合、当該特約は有効である。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４９）

（設問Ｆ）「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「遺留分に関する民法の特例」（以下「本特例」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．自社株式の除外合意と併せて付随合意をすることにより、後継者が旧代表者から生前贈与を受けた自社株式以外の財産についても、除外合意をすることができる。
２．本特例における固定合意とは、後継者が旧代表者から生前贈与を受けた自社株式について、後継者を含む旧代表者の推定相続人（遺留分を有する者）の全員が書面により合意することによって、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入する自社株式の価額を、相続開始時の価額に固定することである。
３．旧代表者の生存中に後継者が死亡した場合であっても、家庭裁判所の許可を受けた除外合意または固定合意はその効力を失わない。
４．本特例による合意の効力は、経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可を受けることによって生じるが、家庭裁判所の許可は、合意をした日から１ヵ月以内に申立てをする必要がある。

（問題５０）

（設問Ｇ）中小企業庁が公表した「中小Ｍ＆Ａガイドライン（第３版）」に基づく中小企業のＭ＆Ａに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

１．譲り渡し側経営者は、まず、身近な支援機関である、商工団体、士業等専門家、金融機関、Ｍ＆Ａ専門業者、事業承継・引継ぎ支援センター等に相談することが望ましい。
２．事業承継・引継ぎ支援センターは、経済産業省の委託を受けた機関が実施する事業であり、中小Ｍ＆Ａのマッチング、マッチング後の支援、親族内承継や従業員承継等に係る支援など、事業承継に関連した幅広い相談対応を行っている。
３．仲介者は、譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結して、双方の意向を一元的に把握し、双方の共通の目的であるＭ＆Ａの成立を目指し、助言や調整を行う特徴がある。
４．仲介者やＦＡ（ファイナンシャル・アドバイザー）の料金体系として、着手金・月額報酬・中間金・成功報酬の形式が多く見られ、成功報酬については、Ｍ＆Ａの成約金額に応じた法定上限額を超えてはならない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止